

問題提起

日本の軍事国家化と地方自治の対抗

1. 岸田政権による日本の急速な軍事国家化の進展

日本の軍事国家化は、安倍政権による2013年の特定秘密保護法成立、2014年の閣議決定による「集団的自衛権行使容認」、「武器輸出三原則」の「防衛装備移転三原則」への変更、2015年の「安保法制」成立、2017年には共謀罪成立など「戦争する国づくり」がすすめられ、岸田政権により2022年12月に閣議決定された「安保三文書」により、急速にすすめられています。

石垣島をはじめとした南西諸島などへの駐屯地開設や弾薬庫の配備、陸上自衛隊と米海兵隊による日米共同訓練の実施、北海道・東北沖や三沢沖、四国沖から侵攻する航空機などによる「統合防空ミサイル防衛訓練」の実施など、戦争への備えをとる態度を強めています。沖縄・辺野古米軍新基地建設では、地方自治を侵害する代執行によって沖縄防衛局の設計変更申請を承認し、工事着工を強行しました。

「敵基地攻撃能力」を容認し、トマホークなど他国を攻撃するような兵器を大量に購入しています。防衛費は今までの2倍、国内総生産（GDP）の2%に拡充するとしています。1年間の国の税金の2割、5年間では43兆円となります。

岸田首相は、日米首脳会談での共同声明で、シームレスな統合により自衛隊をアメリカ軍指揮下に組み込むことを容認しました。民間も利用する空港・港湾の軍事利用化を本格化させ、米軍の空港・港湾利用の拡大の危険性が強まっています。

土地利用法規制法に基づき、安全保障上重要とする米軍・自衛隊基地や原発の周辺と国境にある離島などの土地利用を規制する区域として、合計583か所の指定を完了しました。全国の主要米軍基地の周辺が「特別注視区域」に指定されています。土地利用規制法に基づく土地規制は、経済活動や街づくりに影響を与え、基地の負担に苦しむ住民にさらなる負担を強めます。周辺住民を政府が監視し、憲法が保障するプライバシー権や財産権、思想・良心の自由を侵害するものです。

「秘密の範囲」を経済分野に拡大する「特定秘密保護法」の経済版である「経済秘密保護法（重要経済安保情報法案）」の成立により、国民の知る権利や表現・言論の自由を侵害する「物言えぬ社会」づくりを一層進められ、米国が掲げる「国家防衛産業戦略」に基づいて日本が米国、英国、イタリア、オーストラリアとの兵器の共

同開発をすすめ、財界からの要求にも応えて兵器の共同開発・輸出をすすめる危険なものであるといえます。

核兵器廃絶にかかわって岸田首相は「防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、戦争と威圧を防止する」と「核抑止力」論を正当化した「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に合意し、2024年8月6日の広島市の平和記念式典でのあいさつでは核廃絶への決意を込めた表現はトーンダウンし、核兵器を全面的に違法とする核兵器禁止条約には言及しませんでした。

2. 軍事国家化における自治体動員と日本国憲法に基づく地方自治による対抗

軍事国家化のもとで、自治体をその体制に組み込むことが強まっています。

自衛官募集業務に市町村を動員し、住民福祉のために用いるべき住民の個人情報や、法的根拠があいまいなまま隊員募集のために使わせています。

空港・港湾の軍事利用がすすめられると自治体の管理権が剥奪される危険性があり、土地利用規制法に基づく区域指定にあたっては、国と地方との対等は保障されておらず、行政権が侵害されるおそれがあります。また、全国瞬時警報システム（Jアラート）により、必要性も有効性も疑わしい「防空」に自治体と住民を駆り立てようとしています。

安保戦略では「平素から国民や地方公共団体・企業を含む政府内外の組織が安全保障に対する理解と協力を深めるための取組を行う」とし、住民の心の中に権力が介入し、国の軍事政策に唯々諾々と従う自治体をつくらうとしています。

岸田政権は地方自治法「改正」により、国の地方自治体に対する包括的指示権を認め、災害対策を口実に、地方自治体の自治権を国が奪い、有事における国民統制をねらっていることが見受けられ、緊急事態条項創設改憲の先取りとも言えます。

岸田政権がすすめている軍事国家化は、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を基本原理とする憲法を、9条への自衛隊の明記や緊急事態条項創設による改悪を行い、住民や自治体を国の「管理・統制」下に置く仕組みをつくるなど、自治権を侵害することですすめられようとしています。

憲法で規定されている地方自治の本旨は住民自治と団

体自治です。軍事国家化に対抗するためには住民と自治体の自治権を行使するための実践が重要になります。

以上の情勢等から、軍事国家化の現状、その下での自

治体の変質攻撃、改憲のねらいなどを明らかにし、それに対抗する地方自治の課題・展望を、地方自治体・住民・労働組合の平和を守るたたかひの実践から考えます。